

県立高等学校振興再編計画(案)・前期実施計画(案)へのご意見に対する考え方

高知県教育委員会事務局高等学校振興課・高等学校課

1 意見公募期間: 令和7年1月23日(木)から令和7年2月28日(金)

※当初予定していた2月21日までの公募期間を1週間延長

2 ホームページ閲覧数: 1,010

3 意見提出 : 計20件(個人2名、団体1)

<ご意見の内訳>

項目番号	項目	意見数	対応			
			①	②	③	④
1	計画全体に関すること	4	1	1	0	2
2	学校の魅力化・特色化に関すること	10	0	8	1	1
3	学校・学級規模に関すること	1	0	0	1	0
4	学校の配置に関すること	1	0	1	0	0
5	定時制・通信制の学校に関すること	1	0	1	0	0
6	デジタル教育に関すること	1	0	0	0	1
7	入試制度に関すること	2	0	1	0	1
	合計	20	1	12	2	5

【対応】

①ご意見を踏まえ案を修正したもの

②ご意見と案の趣旨が同様と考えられるもの

③今後の検討課題とするもの

④案に取り入れなかったもの

NO	ご意見の概要	該当ページ	対応	ご意見に対する考え方
<b>1 計画全体に関すること</b>				
1	総括における進路実現の指標を、国公立大学への進学者数のみとせず、ほかの指標も併記すべきである。	3	①	県内就職率の向上を取組の成果として併記するようにします。
2	「人材を育成する」の表記に関して、「人材」は、経済界など特定のニーズに対する必要性を表すものであり、教育の目的が狭められる。本来、教育の目的は、教育基本法が定める「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」であり、「人材」の表記は適当ではない。グループD・Eのスクール・ミッションには「人材」の表記はなく、A・B・Cとの差異を説明すべきである。スクール・ミッションを踏まえて各校で作成されるスクール・ポリシーにおいても、「人材」の表記は適当ではない。	7,10,15,20	④	教育の目標は、教育基本法が規定する「人格の完成」を目指して行うものであり、本県の高等学校教育もこのことを前提としています。一方、「人材の育成」は、教育基本法に基づき策定された国の教育振興基本計画でも表記されるなど一般的に使用されているものであり、高知県教育等の振興に関する施策の大綱、高知県教育振興基本計画や本計画でも表記しています。
3	「重点校」「拠点校」としているが、学校によって一人ひとりにかかる経費の格差が生まれないように、公教育としての役割を果たしてほしい。	4,7,9,11,17,18	②	重点校や拠点校は、学校の魅力・特色の一つであると考えています。本計画では、 ・地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても、生徒一人一人の個性に応じた多様な可能性を伸ばす学びを実現する「多様性への対応」 ・いずれの学校・課程・学科にあっても、生徒の進路実現を図るため、義務教育における学びを土台として、社会で生きていくために必要となる資質・能力を全ての生徒が共通して身に付けられる「共通性の確保」 の二つを「計画における基本的な考え方」と明記し、公教育としての取組を進めることとしています。
4	「検討」という表記があるが、どこが検討を行うのか明記してもらいたい。	8~13,17~20,22,23	④	計画の主体は県教育委員会ですが、該当校をはじめ、関係の地元市町村や関係機関と連携して検討を行っていきます。
<b>2 学校の魅力化・特色化に関すること</b>				
5	県立高等学校の再編により知的人材の減少が想像され、社会活動の衰退、若年層の人口流出など、地元地域にとって悪影響が懸念される。 生徒数を増やすためには、高校進学を目指す子どもたちにとって、地元の高校が魅力的で質の高い教育環境を提供できる学校づくりに学校と市町村の連携が必要だが、地域も協力していく必要がある。 そのような形を実現するためには、それぞれの役割が果たせるような環境づくりも必要ではないか。	5,7~10,12,15,18,19	②	中山間地域等の小規模校とその地域では、高等学校と地元市町村や地域等の関係者で構成される「地域コンソーシアム」を構築し、生徒数確保や学校の魅力化・特色化に向けた「アクションプラン」を策定・実行していくこととしています。 県教育委員会では、この「地域コンソーシアム」の構築・運営や「アクションプラン」実行のための市町村の取組、県外からの生徒募集等への支援を行い、学校の魅力化・特色化や地域の活性化等につなげていきます。 また、学校の魅力化等に必要な予算については、県の関係部局とも協議し、その確保に努めます。
6	将来の発展性に乏しいという理由で、高等学校が縮小や無くなるのは、中山間地域再興ビジョンに逆行するようなイメージで、「住む人がいなくなる」とつながるのではないかと危惧する。 そのためには、中山間地域の特色を活かした独自の教育プログラムを構築することが重要であり、それに向けた財源確保が必要だ。		②	
7	高吾北地域は小中学校の生徒数が減少傾向にあり、各町村では人口減少対策や少子化対策に真剣に取り組んでいるが、この地域唯一の佐川高校存続の意義は計り知れない。 存続のためには、小中学生から選んでもらえる魅力ある高校づくりにも関係各町村と地元住民が協力して取り組む必要があるが、そのためのコーディネーター役は高校が適役と思う。人的配置を考慮してもらいたい。	5,7,9,11,15,19	②	県教育委員会では、中山間地域等の小規模校に、地域と学校をつなぐ「高校魅力化コーディネーター」の配置を進めています。令和6年度には3名を配置し、令和7年度からは8名に拡充する予定です。 また、配置されたコーディネーターが一人に対応するのではなく、校長を始め多くの教職員が積極的に関わり、学校を挙げて地域との連携に取り組んでいます。
8	連携型中高一貫教育の中で、地域の特色となる「地元学」を前に出すなど、地域の資源を生かした魅力的な授業をつくる必要があるのではないか。 佐川町教委では、小学生向けのふるさと教育用に独自に作成した「SAKA・WA・KU」という副教材が全部の教科の中で活用されており、将来佐川町に住み続けたいという児童が平成30年に14.9%だったのに対し令和6年度には42.5%に増加している。 このような取り組みが4町村の小中学校に広がり、更に高校では地元学として構築されると高校の魅力化に繋がるのではないか。そのための第一歩として学校と地域をつなげるコーディネーターを配置できないか。		②	
9	生徒・保護者が行きたい、行かせたい学校では、部活動も大きな要因である。中山間地域等の小規模校であっても、特色のある部活動は積極的にアピールするよう学校を支援してもらいたい。		②	各高等学校の特色ある取組や部活動、進路実績等は、各学校のホームページや学校通信、中学校における高校説明会等で発信しています。
10	大学への進学実績を、学校の魅力化・特色化への取組の一環として、もっとアピールすべきではないか。	8,15,19	②	学校のホームページの運営やSNS配信等を利用した広報活動については各学校で行うものですが、県教育委員会でも、YouTube「とさまなチャンネル」による発信や、SNSを有効に活用するための研修を行っています。
11	高校の魅力化・特色化への取組の一環として、学校のホームページをもっと充実させるべきではないかと思うが、制作技術面での人的支援が必要ではないか。		②	本計画においても、広報活動の充実は全ての高等学校で取り組むものとして記載しています。
12	中山間地域の小規模校で、現在、寮などの住居設備が整っていない学校もある。県外生の受け入れをしない学校は、地元市町村と連携し、寮を整備して全国から生徒が募集できるような支援体制とランニングコストも含め財源確保が重要だ。	8,9,15,19	④	県教育委員会として新たな寄宿舎の整備は行っていませんが、県では、人口減少対策総合交付金等により市町村の取組を支援しています。 市町村の具体的な取組として、移住者向けの居住施設に生徒の居住施設を新設したり、廃校となった小学校を改修して生徒の居住施設を整備したりするなどといった取組のほか、空き家改修等を行う事例も増えてきています。
13	中山間地域等の小規模校であっても、生徒の進路保障に向け、教員の配置をしっかりと行っていただきたい。	2,3,5,7,9,11,12,15,18,19	②	教職員は学校規模に応じて配置されます。本計画において、中山間地域等の小規模校では、生徒数確保に向けた努力目標を設定の上、その実現に向けた具体的取組の「アクションプラン」を「地域コンソーシアム」で協議して策定し、実行することとしています。学校と地元市町村とが一体となって高等学校の魅力化・特色化を推進することにより、生徒数の確保を図っていきます。 また、遠隔教育を充実させ、多様な科目選択や資格取得に向けた学習を支援することにより、生徒の希望する進路の実現を図ります。
14	魅力化・特色化に関して、 ①具体的な手立てが例示されているが、各校が計画した事業をできるだけふんいにかげず、予算の確保をお願いしたい。 ②「教員がやりがいを持ち、(生徒とともに)楽しくいきいきと教育に携わることができる学校づくり」を学校任せにしてはならない。現状では、国や県教委の上からの施策等により、教員の多くは「働きがい、やりがい」を奪われており、そのことは社会問題化している「教員不足」に表れている。県教委としての具体的な方策を示すことは、現場を励ますことにつながる。	7,8,15~23	③	県教育委員会では、各高等学校のさらなる魅力化・特色化を図るため、引き続き予算確保に努めます。 また、業務の効率化は教員の負担軽減につながることから、県の教育大綱や教育振興基本計画に働き方改革の推進を掲げて取組を進めています。教育課程の見直しや業務支援員の配置、統合型校務支援システムの活用、研修のオンライン化といったデジタル技術の活用等により、業務の効率化を図っていきます。

## 【対応】

①ご意見を踏まえ案を修正したもの

②ご意見と案の趣旨が同様と考えられるもの

③今後の検討課題とするもの

④案に取り入れなかったもの

NO	ご意見の概要	該当ページ	対応	ご意見に対する考え方
<b>3 学校・学級規模に関すること</b>				
15	1学級の人数に関して、小規模校や定時制・通信制については1学級の人数が示されているが、他についても、取組の方向性で示した内容を実現し、一人ひとりの生徒に目がゆきとどくためには、1学級の人数を30人～35人とし、そのことを明記してもらいたい。	11,12,16～20	③	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律において、1学級の生徒数は40人を標準とし、教職員定数は生徒の収容定員に基づいて算定されることとなっています。本県の県立高等学校においても40人を標準としていますが、現在、多くの学校では、1学級が40人を大きく下回っています。こうしたことから、現段階では、全ての県立高等学校において1学級の生徒数を一律に30～35人とすることは考えていませんが、引き続き国の動向等を注視していきます。
<b>4 学校の配置に関すること</b>				
16	佐川高校の存続は地域にとって必須課題だ。佐川高校と地元4町村立の中学校との連携型中高一貫教育校という形も考えていく必要があるのではないかと思います。実現に向け、県教委はイニシアティブを発揮すべきではないか。	12,19	②	「連携型中高一貫教育校」は、市町村立中学校と県立高等学校のように設置者が異なる学校等において、中高一貫教育を行うものです。中学校と高等学校とが連携して教育課程の編成や生徒・教員間の交流等を深めるという特徴があり、現在、嶺北高等学校、橋原高等学校、四万十高等学校、清水高等学校の4校が、それぞれ市町村立中学校と連携しながら中高一貫教育を行っています。今後、各県立高等学校の魅力化・特色化を進めるに当たり、連携型中高一貫教育校の新たな設置についても、地元市町村等と協議の上、検討を進めていきます。
<b>5 定時制・通信制の学校に関すること</b>				
17	定時制夜間部(課程)の見直しにあたっては、生徒・保護者・地域の意見を聞き、慎重に進めてもらいたい。通信制の在り方等についての検討(研究)も、どこが行うのか明記されておらず、現場教員の意見も反映できるようにしてもらいたい。	6～8,10,12,13,20～23	②	定時制夜間課程は、働きながら学ぶ勤労青年といわれる生徒が減少し、県全体として志願者数が少ない状況が続いています。その一方で、不登校や中途退学を経験した生徒等の多様な学習ニーズが増加している状況にあることから、通信制の協力校の設置など、生徒の学習の機会の確保を第一に考えた上で見直しを行います。通信制の在り方等の研究・検討の主体は県教育委員会ですが、通信制に勤務する教員等の意見にも留意し、生徒のニーズを踏まえて検討していきます。
<b>6 デジタル教育に関すること</b>				
18	デジタル教育の推進について、「1人1台のタブレット端末の有効な活用」とあるが、現行の生徒・保護者負担のない全額公費負担での貸与を継続してもらいたい。デジタル教育を謳う以上、必須不可欠なものであり、その整備を県教委が責任をもって行うことを明記すべきである。また、2月12日に公表された文部科学省の平成6年度学校保健統計では、裸眼視力1.0を下回る高校生の割合が約71%にもなっており、スマートフォンやタブレットの利用で、近くを見る作業の増加が原因との指摘もある。その他、教育のデジタル化に関して、書く力や自分で考え粘り強く取り組む力の低下や、教員の負担など、生徒への健康への影響以外にも懸念されることが指摘されており、振興再編にあたっての留意事項も明記すべきである。	5,8,15,16	④	これからの学校教育においては、1人1台タブレット端末を効果的に活用し、個別最適で協働的な学びを充実させていくことが必要です。1人1台タブレット端末の費用負担については、国の財政制度を踏まえて別途検討していきます。また、視力の低下等といった懸念についても、本計画とは別に注意喚起等の対応をとっていきます。
<b>7 入試制度に関すること</b>				
19	入試制度に関して、「特色化選抜(仮称)」は、中学校での基礎学力の上にあるものであること、中学校の教育をゆがめるとならないよう留意することを明記すべきである。	10,23	②	県内の有識者等で構成される「県立高等学校の在り方検討委員会」からは、「新たな入試制度の導入に当たっては、学力検査を併せて課すことや、調査書等を活用し、一定の学力を担保することも高等学校での学習を行ううえでは必要である」との報告を受けています。義務教育における学びを土台として、社会で生きていくために必要となる資質・能力を全ての生徒が身に付けられるよう、基礎学力の必要性を踏まえた上で、各学校の特色に応じた入試制度を検討していきます。
20	高校入試の学区が廃止されて久しくなりますが、目指したところに近づいているのでしょうか。廃止以前は学区外7%の枠に入れないリスクを恐れて進路選を慎重に行ったのですが、今では自宅から離れた高校でも随分と軽い気持ちで受けることができます。一方では県中央部の自宅近くに高校があるのに合格できず、遠くの高校に通わざるを得ない子どもも少なくないと聞いています。一体何のために学区を廃止したのでしょうか。子どもたちにメリットはあったのでしょうか。もしも当初思い描いた効果は得られず、代わりに郡部の弱体化を招いた一因になっているのならば、学区外枠を30%くらいに設定して学区制を復活させることにも一考の余地があると思いますが、いかがでしょうか。	5,7,9,10～13,18,19,23	④	通学区の撤廃の目的は、生徒が自分に合った教育環境を選ぶ機会を広げることです。受検生の視点から見れば、居住地に規定されず、より自由に学校を選択することができ、入学者選抜を経て、自分の学びたいことややりたいこと、進路実現に合った学校で学ぶことができるというメリットがあります。また、学校の視点からは、本計画の実施において、各学校がこれまで以上に自校の魅力・特色を明確にし、生徒や保護者が行きたい、行かせたいと思える学校づくりを進めることで、県全体の教育の質のさらなる向上を図ることを目指しています。これらのことから、現時点では学区制の検討を行う予定はありません。